兵庫県公報

令和4年1月4日 火曜日 第 273 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

り

告示	∧° ¬ỳ°
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等(水産課)····································	1
	15
○同 上 (同) ···································	
	17
	18
〇同 上(同)	18
〇同 上(同)	19
〇同 上(同)	20
○同 上(同)	20
〇同 上(同)	21
〇同 上(同)	22
○同 上(同)	23
〇同 上 (同)	23
○ 昭和32年兵庫県告示第643号(海岸保全区域の指定)の一部改正(漁港課)	
○ 基本測量が終了した旨の通知(契約管理課)	25
	25
○ 公共測量を実施する旨の通知(同)····································	
○ 公共測量が終了した旨の通知(同) ····································	25 25
	25
〇同 上(同)	26
公告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧	
(砂防課)	26
	27
〇同 上 (同)	29
〇同 上(同)	29
○同 上(同)	30
選挙管理委員会告示	
○ 兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	31
○ 共庫示選手自任安貝云安貝の佃人	91
警察本部公告	
○ 落札者等の公示 ····································	31
	32
	02
<u>н</u> —	
告示	
兵庫県告示第1号	
漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、	同法
第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船	紬の
数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める	0
令和4年1月4日	
兵庫県知事 齋 藤 元	彦
1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置	
地区制限措置	
	J

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営 む者の資 格
神戸市 東部	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	3隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	5トン 未満	38隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の5	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	周年				
明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の7	周年	同上 5トン 未満		105隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の7	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち	別記1の2	2月5日から 7月15日まで				
	網漁業	別記1の8	3月1日から 7月15日まで				
林崎	手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の9	周年	同上	5トン 未満	39隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の9	周年				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の9	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち	別記1の2	2月5日から 7月15日まで				
	網漁業	別記1の8	3月1日から 7月15日まで				

江井島	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の10	周年	同上	5トン 未満	21隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の10	周年				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の10	周年				
江井島	手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の10	周年	同上	5トン 以上 6トン 未満	1 隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の10	周年				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の10	周年				
二見町播磨町	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の11	周年	同上	5トン 未満	57隻	同上
東播磨	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の11	周年				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の11	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の12	10月20日から 翌年5月31日 まで				
高砂	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の13	周年	同上	5トン 未満	11隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の14	周年				
	手繰第3種漁業 えびけた網漁業	別記1の15	10月15日から翌年4月30日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から翌年5月31日まで				
伊保 荒井	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の18	周年	同上	5トン 未満	23隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の19	周年				

	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から翌年5月31日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の20	10月20日から翌年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業	別記1の21	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の22	6月1日から 12月31日まで				
姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の23	4月1日から 10月20日まで	同上	5トン 未満	18隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の23	周年				
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	別記1の24	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の25	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業	別記1の26	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の27	6月1日から 12月31日まで				
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の28	周年	同上	5トン 未満	236隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の28	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16	4月1日から 11月20日まで				

	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の29	10月20日から翌年4月30日まで				
	その他の小型機	別記1の30	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の31	6月1日から 12月31日まで				
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の32	周年	同上	5トン 未満	45隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の32	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の33	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業	別記1の34	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の35	6月1日から 12月31日まで				
由良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の36	周年	同上	5トン 未満	47隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の36	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の37	1月1日から 3月31日まで				
		別記1の38	周年				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の38	12月1日から翌年3月31日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の36	周年				
洲本炬口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の39	周年	同上	5トン 未満	34隻	同上
津名	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の39	周年				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の39	周年				

釜口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の40	周年	同上	5トン 未満	10隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の40	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の40	周年				
仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の41	周年	同上	5トン 未満	71隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の41	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の42	周年				
岩屋	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の43	周年	同上	5トン 未満	34隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の43	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の44	周年				
北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の45	周年	同上	5トン 未満	94隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の45	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち	別記1の8	3月1日から7 月15日まで				
	網漁業	別記1の46	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				

	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の47	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の48	10月20日から 翌年4月30日 まで				
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の49	周年	同上	5トン 未満	67隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の49	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の46	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の50	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の51	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機船底びき網漁業	別記1の52	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の53	6月1日から 12月31日まで				
五色町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の49	周年	同上	5トン 未満	13隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の49	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の50	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の51	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機船底びき網漁業	別記1の52	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の53	6月1日から 12月31日まで				
湊	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の54	周年	同上	5トン 未満	3隻	同上

	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の54	周年				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の55	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機船底びき網漁業	別記1の56	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の57	6月1日から 12月31日まで				
南あわ じ	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の58	周年	同上	5トン 未満	7隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の58	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の59	10月20日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の55	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の56	4月1日から 12月31日まで				
	板びき網漁業	別記1の57	6月1日から 12月31日まで				
		別記1の60	周年				
福良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の61	周年	同上	5トン 未満	3隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の61	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の62	10月20日から 翌年3月31日 まで				
		別記1の63	周年				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の64	周年				
南淡 沼島	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の65	周年	同上	5トン 未満	32隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の65	周年				

手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の65	周年		
手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の65	12月1日から翌年3月31日まで		
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の65	周年		

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年2月13日から同年3月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区							条	件								
神戸市東部	別記3の1、	12,	13,	15,	16,	19,	20,	21,	22、	25,	26,	34,	44			
神戸市	別記3の2、	12,	13,	15,	16,	19、	20,	21,	22,	25,	26,	34,	44			
明石浦	別記3の10、	12,	13,	15,	16,	19,	20,	23,	24、	25,	27、	28,	29,	30		
林崎	別記3の10、	11,	12,	15,	16,	19、	20,	23,	24,	25,	27,	28,	29			
江井島	別記3の10、	11,	12,	15,	16,	19、	20,	23,	24,	25,	27,	28,	29			
二見町、播磨町、東播磨	別記3の10、	11,	12,	15,	16,	19,	20,	23,	24,	25,	27,	28,	29,	35,	41	
高砂	別記3の3、	12,	13、	15,	16,	19、	20,	23,	24,	25,	31,	35,	42,	43		
伊保、荒井	別記3の3、	13,	14,	15,	16、	19、	20,	23,	24、	25,	31,	36、	41,	42、	43、	44
姫路市	別記3の3、	13,	14、	15,	16,	19、	20,	23,	24、	25,	31,	36、	41,	42、	43、	44
家島町	別記3の3、	13,	14,	15,	16、	19、	20,	23,	24、	25,	31,	36、	41,	42、	43、	44
西播	別記3の3、	13,	14、	15,	16,	19、	20,	23,	24,	25,	31,	36、	41,	42,	43、	44
由良	別記3の4、	13,	14、	16,	17,	19,	20,	23,	24,	25,	32,	37,	38,	41,	44	
洲本炬口、津名	別記3の10、	12,	13,	15,	16,	19,	20,	23,	24、	25,	26,	34,	44			
釜口	別記3の5、	12,	13、	15,	16,	19,	20,	21,	22,	25,	26,	34,	44			
仮屋、森	別記3の5、	12,	13,	15,	16,	19,	20,	21,	22、	25,	26,	34,	44			
岩屋	別記3の5、	12,	13,	15,	16,	19,	20,	21,	22、	25,	26,	34,	44			
北淡	別記3の10、	13,	14,	15,	16,	19,	20,	21,	22,	25,	27,	28,	29,	35,	41	
一宮町	別記3の6、	13,	14,	15,	16,	19,	20,	21,	22、	25,	26,	36,	41,	44		
五色町	別記3の6、	13,	14、	15,	16,	19、	20,	23,	24,	25,	26,	36,	41、	44		
湊	別記3の6、	13,	14,	15,	16,	19,	20,	23,	24,	25,	26,	36,	41,	44		

南あわじ	別記3の7、13、14、16、18、19、20、23、24、25、33、37、39、41、44
福良	別記3の7、12、13、16、18、19、20、23、24、25、33、37、39、41、44
南淡、沼島	別記3の8又は9、13、14、16、19、20、23、24、25、40、41、44

別記1 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標(北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒)まで引いた線、同灯浮標から第4防波堤南端(北緯34度41分7秒、東経135度13分27秒)まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端(北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒)から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市 泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延 長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から 1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の5
- 7 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同 漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石 港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江埼灯台を結ぶ線に 至る間の区域を除く。
- 8 明石市古波止から197度の線、淡路市江埼灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 9 神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通す線までの海面。 ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、 明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江埼灯台 を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 10 明石市古波止と淡路市江埼灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台

を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 13 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 東播磨港旧二見西防波堤灯台(北緯34度41.53分、東経134度53.19分)より播磨灘北航路第10号灯浮標を 見通した線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の 区域を除く。
- 15 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 16 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県 海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北 の区域を除く。
- 17 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を 見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、 共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 18 播磨町、加古川市界から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 東播磨港別府西防波堤灯台225度の線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 20 播磨灘における禁止解除区域のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。 ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域 を除く。
- 21 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨攤航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 22 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 23 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 24 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、 共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 25 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 26 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨攤航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 27 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 28 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 29 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港 伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 30 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。

- 31 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 32 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 33 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標(御前岩灯台)を結んだ線以北の区域を除く。
- 34 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 35 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 36 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び南あわじ市諭鶴羽山頂と同市黒岩川(通称、吉野川)を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉埼と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 37 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂と和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 38 洲本市生石鼻から南あわじ市諭鶴羽山頂上より同市黒岩川 (通称、吉野川) 尻を見通した線までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 39 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 40 洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 41 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 42 洲本市小路谷から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 43 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 44 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から同市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 45 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 46 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江埼灯台中 心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心 点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海 岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 47 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防 波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神 鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 48 淡路市江井埼から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波 堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻 から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 49 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 50 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 51 淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤 灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 52 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川

県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの 海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 53 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 54 洲本市才埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 55 洲本市才埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 56 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち洲本市才埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 57 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち洲本市才埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 58 洲本市才埼から南あわじ市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 59 洲本市才埼から南あわじ市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台 と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309 度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 60 紀伊水道における禁止解除区域のうち、南あわじ市福良釣島鼻から同市沼島以西の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 61 南あわじ市雁来岬から同市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 62 南あわじ市雁来岬から同市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 63 南あわじ市沼島以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 64 南あわじ市釣島鼻から潮埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 65 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。) 15馬力以下 別記3 条件

- 1 神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線、並びに和 田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。た だし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)に至る間及び 神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1 防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならな い。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 3 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面)においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷆和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - 工 岡山県備前市鹿久居島東端
 - 才 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 4 次のアとウとを結んだ直線とイ、カ、キ、ク、及びオを順次結んだ4直線との間における海域のうち兵

庫県海面(以下「由良瀬戸禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面)においては、操業してはならない。

- ア 洲本市成ヶ島北端
- イ 洲本市生石鼻突端
- ウ 大阪府阪南市男里川河口左岸
- エ 和歌山市友ヶ島灯台中心点
- 才 和歌山県海南市荒崎突端
- カ イとオとを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点
- キ イから86度の線とエとカを結んだ直線との交差点
- ク キから174度の線とイとオとを結んだ直線との交差点
- 5 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種 漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 6 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
 - ア 南あわじ市丸山埼西端
 - イ 南あわじ市釣島鼻突端
 - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
 - 工 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 7 鳴門海峡禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面)においては、操業してはならない。
- 8 鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面)においては、操業してはならない。
- 9 鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海面)においては、操業してはならない。
- 10 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 11 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 12 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 14 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 15 たちうおを目的として操業してはならない。
- 16 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 17 大阪湾においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 18 播磨灘においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 19 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 20 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 21 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 22 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 23 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 24 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 25 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 26 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 27 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木 を使用してはならない。
- 28 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定

を遵守しなければならない。

- 29 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 30 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。
- 31 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 32 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 33 播磨灘においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 34 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 35 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	3月から4月まで 5月から8月まで 9月から10月ま~		11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

36 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

- 37 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 38 大阪湾における板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 39 播磨灘における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

- 40 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 41 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 42 そろばんこぎ網漁業のそろばん綱(そろばん玉を付けた沈子綱)は1本とし、そろばん綱以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。 なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。
- 43 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

44 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

兵庫県告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第5条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許 可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
西播	いわし・いか なご船びき 網漁業	高砂市、姫路市界と 上島を結んだ線、上 島から播磨灘北航路 第9号灯浮標を見通 した線以西の兵庫県 海面。ただし、共同 漁業権の区域を除 く。(注)	周年	別記 1	5トン 未満	6隻	定めなし

- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。
 - ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備					
	火船1隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量				
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下				

兵庫県告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
森	さより 船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	10隻	定めなし
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	別記1の2	5月20日から 11月30日まで	同上	5トン 未満	2隻	定めなし

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年2月13日から同年3月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年12月31日までとする。
 - ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備		
	火船1隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量	

2隻以下 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 1,000ワット以下

兵庫県告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
浅野	建網漁業	淡路市斗ノ内地先海 面。ただし、共同漁 業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めな し	5隻	定めなし

- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年2月13日から同年3月16日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から同年12月31日までとする。

^^^^^

兵庫県告示第5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、 飾磨区、広畑区、大 津区、網干区の地先 海面。ただし、共同	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

	漁業権の区域を除			
	く。(注)			ı

- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第6号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

^^^^^

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置								
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格			
家島町	かに刺網 漁業	別記	7月16日から 10月15日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし			

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年7月15日までとする。

別記 操業区域

次の点によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

- ア 播磨灘北航路第6号灯浮標
- イ 播磨灘北航路第7号灯浮標
- ウ 播磨灘北航路第8号灯浮標
- エ 姫路八木港西防波堤灯台と姫路市上島頂上の見通し線と、東播磨港高砂西防波堤灯台と播磨灘北航路 第8号灯浮標の見通し線との交点
- 才 姫路市上島頂上
- カ 播磨灘北航路第9号灯浮標
- キ 姫路市加島南端
- ク 姫路市小松島西端
- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第7号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置								
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格			
北淡 一宮町	きす流網 漁業	別記 1	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	9隻	定めなし			

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島 江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

- ア 淡路市江崎灯台
- イ 播磨灘航路6番燈浮標
- ウ 淡路市江井埼北端
- エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標
- オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点
- カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点
- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

兵庫県告示第8号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置									
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格				
江井ヶ島	ひき縄漁業	神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻 鹿までの海面。ただ し、共同漁業権の区 域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし				
室津	ひき縄漁業	たつの市地先海面。 ただし、共同漁業権 の区域を除く。(注)	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし				

- (注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第9号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起 業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
 - (1) かさご・めばるかご漁業

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格	
姫路	かさご・めばるかご 漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし	

(2) あなごせん漁業

地区	制限措置								
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格		

		-						
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から	定めなし	定めなし	2隻	定めなし	
			11月30日まで					

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から同年2月4日まで

- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係るかさご・めばるかご漁業の許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第10号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起 業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格	
姫路	うなぎ筒漁業	別記	4月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	12隻	定めなし	

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年2月13日から同年3月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

- ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 筒の数は150本以内でなければならない。
 - イ 筒の内径は3センチメートル以上でなければならない。
 - ウ もんどり(返し)の構造を持つ筒を用いてはならない。
 - エ 下りうなぎ (銀うなぎ) を漁獲した場合は放流しなければならない。
 - オーあなごを混獲した場合は放流しなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権

の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第11号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき 期間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
 - (1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市八木、白 浜、中部、網干	機船あわび漁業(注)	姫路 本 第60号 共同 第60号 共同漁業権の地大 海 下 大 海 下 海 下 海 市 末 権 の 地 大 海 市 市 永 市 市 永 市 市 永 市 市 永 市 市 及 び 域 を ト 海 本 権 の 区 域 を 除 く。	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

- (注)漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第12号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき 期間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区 漁業 操業区域 種類	漁業時期 推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
-----------------------------	-------------------	------	----	---------------

I		1466 BU 25 2	/	11 [] 1 [] 2. 8	A-12 2-1		0.45	A12 45 1
	姫路市八木、白	機船なま	姫路市大塩町	11月 1 日から	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
	浜、中部、網干	こ漁業	から姫路市網	翌年4月30日				
		(注)	干区地先の共	まで				
			第60号共同漁					
			業権漁場西端					
			までの地先海					
			面。ただし、姫					
			路市家島町地					
			先海面及び共					
			同漁業権の区					
			域を除く。					

(注)漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年1月4日から同年2月4日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年10月31日までとする。

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第13号

昭和32年兵庫県告示第643号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。 令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

但馬沿岸の部 香住漁港の款 下浜の項を次のように改める。

下	浜	イ	香美町	季住区大	字矢田字前田45番地先矢田川左岸堤防先端
		口	イから	240度	30メートルの点
		ハ	ロから	338度	200メートルの点
		11	ハから	0度	230メートルの点
		ホ	二から	35度	100メートルの点
		^	ホから	120度	22メートルの点
		ト	へから	18度	23メートルの点
		チ	トから	357度	15メートルの点
		IJ	チから	349度	10メートルの点
		ヌ	リから	340度	53メートルの点
		ル	ヌから	35度	34メートルの点
		ヲ	ルから	90度	30メートルの点
		ワ	ヲから	80度	80メートルの点
		力	ワから	137度	52メートルの点
		日	カから	194度	205メートルの点
		タ	イから	87度	160メートルの点
		イ、	ロ、ハ、	二、ホ	、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、
		彐、	タ及び~	イの各点	を順次結んだ線により囲まれた区域(唐田
		川、	オメ川福	沙防指定	区域を除く。)

兵庫県告示第14号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (l) 作業種類

基本測量(空中写真撮影及びオルソ作成)

(2) 作業期間

令和3年4月26日から同年10月12日まで

(3) 作業地域

西脇市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、多可町、市川町及び神河町の各一部

2(1) 作業種類

基本測量(オルソ作成)

(2) 作業期間

令和3年4月26日から同年10月12日まで

(3) 作業地域

洲本市、淡路市、宍粟市及び佐用町の各一部

兵庫県告示第15号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 作業種類

基本測量 (電子基準点付属標取付観測)

2 作業期間

令和3年7月1日から同年10月29日まで

3 作業地域

たつの市全域

兵庫県告示第16号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量及び4級基準点測量)

2 作業期間

令和3年9月8日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

加西市三口町地内

兵庫県告示第17号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量、UAVレーザ測量及び数値図化(地図情報レベル1000))

2 作業期間

令和3年2月26日から同年8月31日まで

3 作業地域

豊岡市新堂地先から同市戸牧地先まで及び同市内の一部

兵庫県告示第18号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

^^^^^^

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 作業種類

公共測量(街区多角点の復旧測量(再設))

2 作業期間

令和3年7月26日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市甲子園春風町地内

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
緑台(1) I (118000027)	川西市緑台6丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び川西市土木部道路整備課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課 7665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

(3) 提出期限

令和4年1月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
三津田 (316010010)	三木市志染町三津田(別図1のとおり)	地滑り
小二谷 (316010011)	三木市細川町瑞穂(別図2のとおり)	地滑り
下南 (316010012)	三木市細川町中里(別図3のとおり)	地滑り
下南第 2 (316010013)	三木市細川町中里(別図4のとおり)	地滑り
中里 (316010014)	三木市細川町中里(別図5のとおり)	地滑り
原坂 (316010015)	三木市細川町中里(別図6のとおり)	地滑り
原坂第 2 (316010016)	三木市細川町垂穂・中里(別図7のとおり)	地滑り
上芝原 (316010017)	三木市細川町垂穂(別図8のとおり)	地滑り
下芝原 (316010018)	三木市細川町垂穂(別図9のとおり)	地滑り
上南第 2 (316010019)	三木市細川町瑞穂(別図10のとおり)	地滑り
蓮花寺 2 (316010020)	三木市口吉川町蓮花寺(別図11のとおり)	地滑り
殿畑 (316010021)	三木市口吉川町殿畑(別図12のとおり)	地滑り
槇 (316010022)	三木市口吉川町槙(別図13のとおり)	地滑り
善祥寺 (316010023)	三木市口吉川町善祥寺(別図14のとおり)	地滑り

東中 (316010024)	三木市口吉川町東中(別図15のとおり)	地滑り
毘沙門 (316020009)	三木市吉川町毘沙門(別図16のとおり)	地滑り
別所 (316020010)	三木市吉川町毘沙門(別図17のとおり)	地滑り
市野瀬 (316020011)	三木市吉川町市野瀬(別図18のとおり)	地滑り
福吉 (316020012)	三木市吉川町福吉(別図19のとおり)	地滑り
南水上 (316020013)	三木市吉川町水上(別図20のとおり)	地滑り
北水上 (316020014)	三木市吉川町水上(別図21のとおり)	地滑り
豊岡 (316020015)	三木市吉川町豊岡(別図22のとおり)	地滑り
南豊岡 (316020016)	三木市吉川町南豊岡(別図23のとおり)	地滑り
豊岡北 (316020017)	三木市吉川町豊岡(別図24のとおり)	地滑り
湯谷 3 (316020018)	三木市吉川町湯谷(別図25のとおり)	地滑り
貸潮 (316020019)	三木市吉川町貸潮(別図26のとおり)	地滑り
東田 (316020020)	三木市吉川町東田 (別図27のとおり)	地滑り
奥谷 (316020021)	三木市吉川町奥谷(別図28のとおり)	地滑り
東畑 (316020022)	三木市吉川町東田(別図29のとおり)	地滑り
金会西 (316020023)	三木市吉川町金会(別図30のとおり)	地滑り
楠原 (316020024)	三木市吉川町楠原(別図31のとおり)	地滑り
奥谷南 (316020025)	三木市吉川町奥谷(別図32のとおり)	地滑り
西奥 2 (316020026)	三木市吉川町西奥 (別図33のとおり)	地滑り

(別図1から別図33までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課及び三木市都市整備部プロジェクト推進課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

令和4年1月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新定大谷 (329030004)	加東市新定(別図1のとおり)	地滑り

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課及び加東市産業振興部農地整備課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

令和4年1月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
八木 (323010007)	養父市八鹿町八木(別図1のとおり)	地滑り
浅間(2) (323010008)	養父市八鹿町浅間 (別図2のとおり)	地滑り
十二所 (323020004)	養父市十二所(別図3のとおり)	地滑り
尾崎 (323040009)	養父市尾崎(別図4のとおり)	地滑り

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課、朝来農林振興事務所森林第1課、養父市役所土地利用 未来課及び関宮地域局

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

⑶ 提出期限

令和4年1月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
栃原 (326010002)	朝来市生野町栃原(別図1のとおり)	地滑り

佐嚢 (326040001) 朝来市佐嚢 (別図2のとおり) 地滑り

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課、朝来農林振興事務所森林第1課、朝来土地改良センター、朝来市役所建設課、朝来支所及び生野支所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和4年1月26日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

兵庫県選挙管理委員会委員小田毅、同委員宮本博美及び同委員合田博一は、令和3年12月31日退職したので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第182条第3項の規定に基づき、令和4年1月1日に補充員であった次の者 を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

令和4年1月4日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 党 則 本

住所氏名美方郡香美町香住区森443番地上田良介西宮市東鳴尾町2丁目1番13—201号越智一雄尼崎市大庄北4丁目19番4号下地光次

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年1月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種 部 滋 康

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気(再生可能エネルギー100%)

予定数量8,678,426キロワット時/年

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和3年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所

ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL

5 落札金額

133, 486, 311円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和3年11月2日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年1月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種 部 滋 康

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県自動車運転免許試験場ほか4庁舎で使用する電気(再生可能エネルギー100%) 予定数量1,698,305キロワット時/年

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和3年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所
 - ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL
- 5 落札金額
 - 31,581,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日
 - 令和3年11月2日